

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月22日
【事業年度】	第58期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社三栄コーポレーション
【英訳名】	SANYEI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水谷 裕之
【本店の所在の場所】	東京都台東区寿4丁目1番2号
【電話番号】	東京（03）3847 - 3500（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 樋口 功
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区寿4丁目1番2号
【電話番号】	東京（03）3847 - 3500（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 樋口 功
【縦覧に供する場所】	株式会社三栄コーポレーション大阪支社 （大阪市中央区本町橋7番3号 郵政福祉内本町ビル3階） 株式会社三栄コーポレーション名古屋支社 （名古屋市千種区千種1丁目15番1号 ルミナスセンタービル2階） 株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第58期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（7）省略

（8）（9）記載なし

（訂正後）

（1）～（7）省略

（8）自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

（9）中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

以上